

# 勤労者ニュース No. 60

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095 E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

冬の寒さもいよいよ厳しくなり、新型コロナウイルスをはじめとする感染症が心配な季節になりました。寒さのため暖房をつけることも多いですが、こまめに窓を開けて換気はしっかり行うようにしましょう。

暮らし支援課では昨年9月から10月にかけて、無作為に抽出した市内の2,000事業所に「雇用労働環境状況調査」への回答をお願いしました。回答いただいた事業所の皆様につきましては、ご協力いただきありがとうございます。本調査では、新型コロナウイルス感染症に関連する事業所への影響や、国や豊中市の施策の認知度、利用状況などについてお伺いしました。今回は、その概要についてご紹介します。

## 豊中市雇用労働環境状況調査結果の概要

### 結果のポイント

- 新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業所は約64%。回答時点でも減少したままの事業所も全体の約35%でした。
- テレワークを実施したのは26.3%。ただし、そのうちのほぼ半数は、実施したものの後は継続しないとの回答でした。
- およそ3分の1の事業所が、中核的な役割を担う人材が不足していると回答。新型コロナウイルスの感染拡大の前後でも、ほぼ変わりはありませんでした。

### 1. 調査の概要

調査時期：令和2年(2020年)9月11日～令和2年(2020年)10月15日

調査対象：市内2,000事業所(層化抽出によるもの)

回答数：708事業所(回答率35.4%)

### 2. 回答事業所の業種

「医療・福祉」(31%)

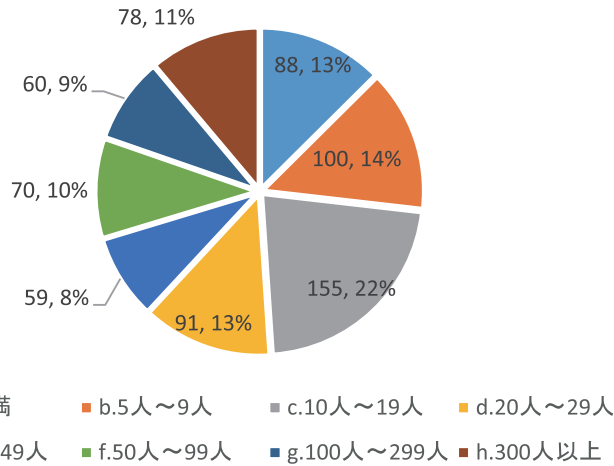
「卸売業・小売業」(15%)

「製造業」(12%)の順に多くなっています。



### 3. 事業所全体の従業員数

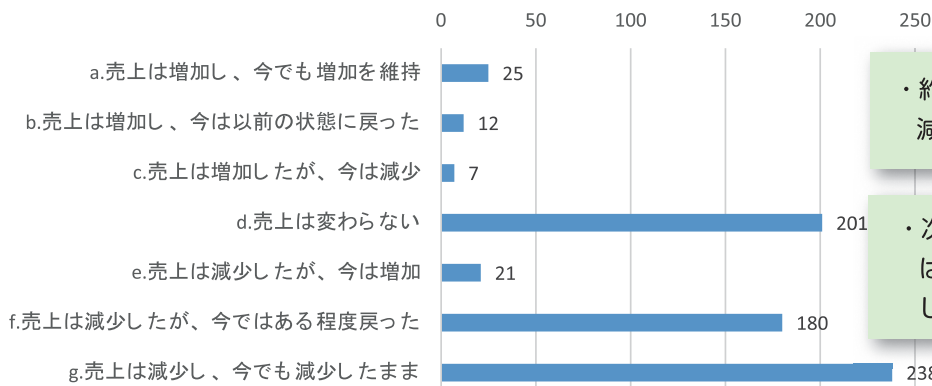
事業所全体の従業員数



・アンケートに回答したおよそ5割の事業所が従業員20人以下でした。

### 4. 新型コロナウイルスの業況や売上への影響（前年同時期と比較）

業況や売上への影響

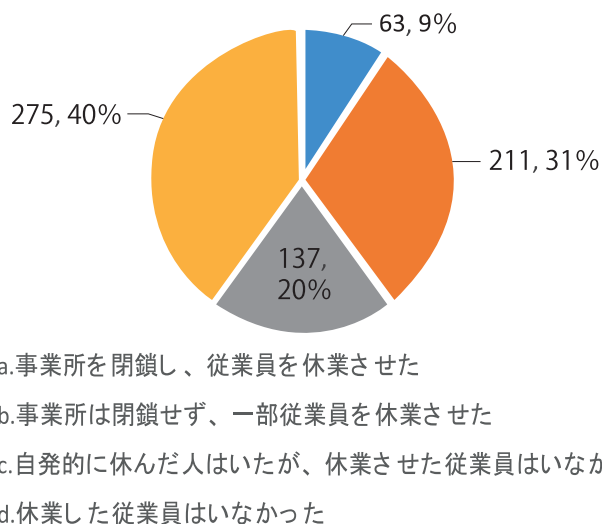


・約64%の事業所が、売上が減少したと回答しています。

・次いで、約29%の事業所では売上は変わらないと回答しています。

### 5. 新型コロナウイルスの感染拡大による従業員の休業について

従業員の休業

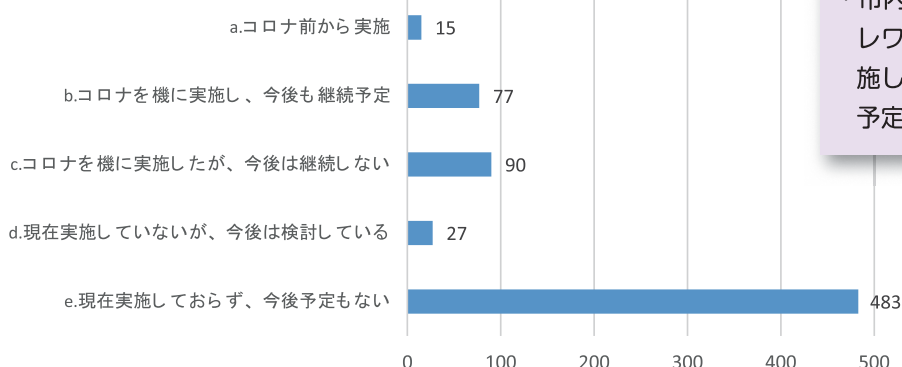


・新型コロナウイルスの影響下でも、休業した従業員のいなかった事業所が4割ありました。

・一方、何らかの形で従業員を休業させた事業所も4割あります。

## 6. 在宅勤務やテレワークの実施状況

### テレワーク実施状況



・市内事業所のほとんどが、テレワークや在宅勤務を現在実施しておらず、今後実施する予定もないと回答しています。

### 〈一部記述回答〉

#### 【a. b. c. 選択 実施・継続時の課題】

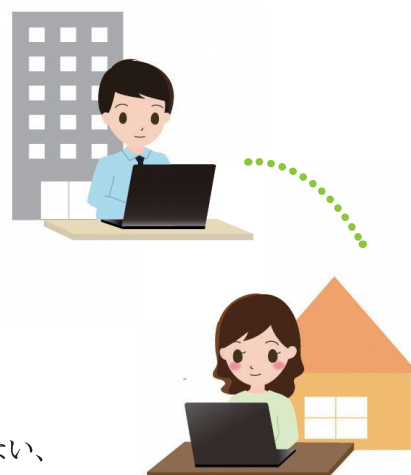
- ・勤務時間の管理がしづらい ・労務管理の仕方を含めた規定がない
- ・押印書類の廃止 ・費用、設備、知識

#### 【d 選択 新規導入するにあたっての課題・不安】

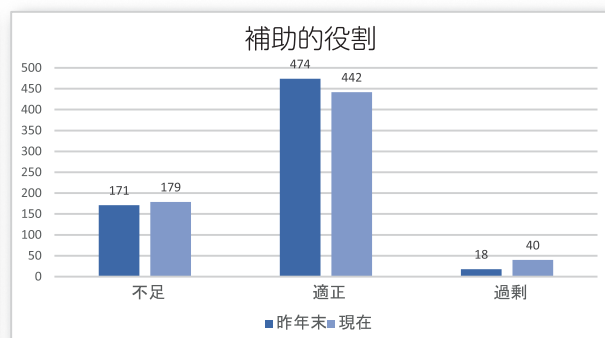
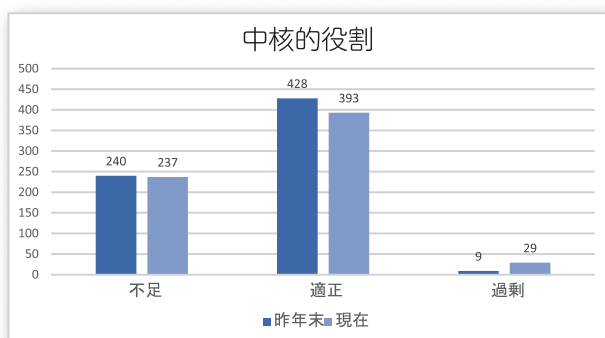
- ・ネットワーク環境の整備 ・労務管理や評価が正確にできるか
- ・セキュリティ、費用面

#### 【c. e. 選択 実施しない、できない理由】

- ・(介護、製造、工場作業、店舗販売、警備等) 現場でしか仕事ができない、テレワークには馴染まない、業種的に不可能という回答がほとんど



## 7. 人員の過不足状況



- ・昨年末とコロナ流行下の現在を比較しても、人員の過不足状況に大きな変化はないことが伺えます。また、別の設問では、今後の人材不足の解消方法として正社員、パート・アルバイトなどの採用を予定していると回答した事業所も多く、従業員の採用には一定の意欲がありそうです。

※今回は概要についてお伝えしましたが、より詳細な本調査結果については、市公式ホームページに掲載しています。

# 職場におけるパワーハラスメント防止措置は事業主の義務です！

中小企業主は令和4年(2022年)4月1日から義務化(それまでは努力義務)

事業主・従業員はそれぞれ以下の事項に努めなければなりません。



事業主	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)をしてはいけないことなど、ハラスメント問題に対する従業員の関心と理解を深めること</li><li>・自社の従業員が他の従業員(取引先などの従業員も含む)に対する言動に注意するよう研修を実施するなどの配慮を行うこと</li><li>・事業主自身がハラスメント問題に対する関心と理解を深め、従業員に対する言動に注意すること</li></ul>
従業員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の従業員に対する言動に注意すること</li><li>・事業主が講ずる雇用管理上の措置に協力すること</li></ul>

事業主の方は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

## ■事業主の方針の明確化およびその周知・啓発

- ①パワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること
- ②パワハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則などの文書に規定し、従業員に周知・啓発すること

## ■相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること
- ④相談窓口の担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

## ■職場におけるパワハラへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥事実関係の確認ができた場合は、速やかに被害者に配慮する措置を適正に行うこと
- ⑦事実関係の確認ができた場合は、パワハラを行った者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧事実確認の可否にかかわらず、再発防止に向けた措置を講ずること

## ■併せて講ずべき措置

- ⑨パワハラ相談者やパワハラを行った者などのプライバシーを保護するための措置を講じ、従業員に周知すること
- ⑩事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること



事業主の方は早めのご対応をお願いします

★職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休暇などに関するハラスメントの防止対策も今回の法改正により強化されており、事業所の規模を問わず令和2年(2020年)6月1日から施行されています。



## 不妊治療を利用する従業員へのサポートをお願いします

～理解のある職場づくりと仕事と両立しやすい制度づくりを～

不妊治療と仕事の両立には職場や事業主の理解が必要です。全出生児のうち生殖補助医療により誕生した子どもの比率は年々上昇し2017年には6.0%となり、不妊治療を受けたことのある夫妻の割合も18.2%となります。不妊治療を受けることが広がる中、不妊治療をしたことがある人の中で34.7%の人が「仕事と両立できない」と回答しています。不妊治療と仕事を両立できずに仕事を辞めてしまうことは、企業にとっても従業員にとっても大きなダメージになります。

### 不妊治療に使える支援制度の整備など、治療と仕事の両立のサポートを

#### ●サポートのポイント

- ・不妊治療に限らず家庭の事情は誰にでも起こりうるということや、会社として仕事との両立を支援する姿勢を従業員に周知する
- ・治療や制度利用に関して理解のある職場風土づくりに取り組み、また、治療に関するハラスメントを防止する
- ・治療に関することも個人情報なので、プライバシーの保護に努める
- ・従業員が利用できる制度を周知する



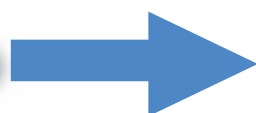
#### ●支援制度の例

- ・不妊治療に特化した休暇の新設
- ・半日・時間単位の有給休暇取得制度
- ・フレックスタイムやテレワークなど柔軟な働き方ができる制度

ただし、相談窓口や制度があるだけでは不十分で、相談しやすい、制度を活用しやすい職場風土づくりに取り組むことが重要です。また、事業主の努力だけではなく、社員ひとりひとりが理解を示すことも大切です。

## 令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が

2.2%



2.3%

に引き上げ!!

対象となる事業主の範囲が、**従業員43.5人以上**に広がります。

従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください！

#### ◆対象となる事業主には以下の義務があります◆

- ・毎年6月1日時点の障害者の雇用状況をハローワークに報告すること。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するように努めること。

#### ◎法定雇用率とは・・・

事業主は雇用している全ての従業員に対して一定割合以上の障害者を雇用しなければならないと「障害者雇用促進法」で義務付けられています。「常時雇用している労働者数」と「雇用しなければならない障害者」の割合を示したものが法定雇用率です。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援などの支援制度を利用できます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。



▶参考「障害者雇用のご案内」

## 従業員の70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務になります

～令和3年(2021年)4月1日 改正高年齢者雇用安定法が施行～

これまでの法律では、従業員の65歳までの雇用を確保することが事業主の義務とされてきました。今回の法改正では、それに加えて、下記のいずれかの措置をとることで、70歳までの就業機会を確保することが事業主の努力義務となります。

### 〈対象〉

- 定年が65歳以上70歳未満の事業主
- 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主

### 〈対象となる措置(高年齢者就業確保措置)〉

- ① 70歳までの定年引上げ
  - ② 定年制の廃止
  - ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
  - ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を結ぶ制度の導入(従業員が新しく事業を始める場合)
  - ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
    - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
    - b. 事業主が委託や出資などを行う団体が実施する社会貢献活動
- 上記の措置のうち、どの措置を講ずるかについては労使間で十分に協議を行い、従業員のニーズに応じた措置を講ずることが望ましいです。
  - 複数の措置により70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、どの措置を適用するかについては、個々の従業員の希望を聴き、これを十分に尊重して決定する必要があります。
  - ④⑤の創業支援等措置(雇用によらない措置)を取る場合は、過半数労働組合などの同意を得て導入することが必要です。



この法律は、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図るものです。

定年制度や継続雇用制度の見直しのための助成金が申請できる場合もあります。(詳しくは8～9ページをご覧ください。)

## 正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差をなくしましょう

同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けることを禁止した「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年(2021年)4月1日から中小企業にも適用されます。

### ① 不合理な待遇差は禁止です

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な差を設けてはいけません。

### ② 待遇差の内容や理由について説明を求められます

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求められます。

また、説明を求めた従業員に対する不利益な取り扱いが禁止されています。

### ③ 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決の相談ができます。

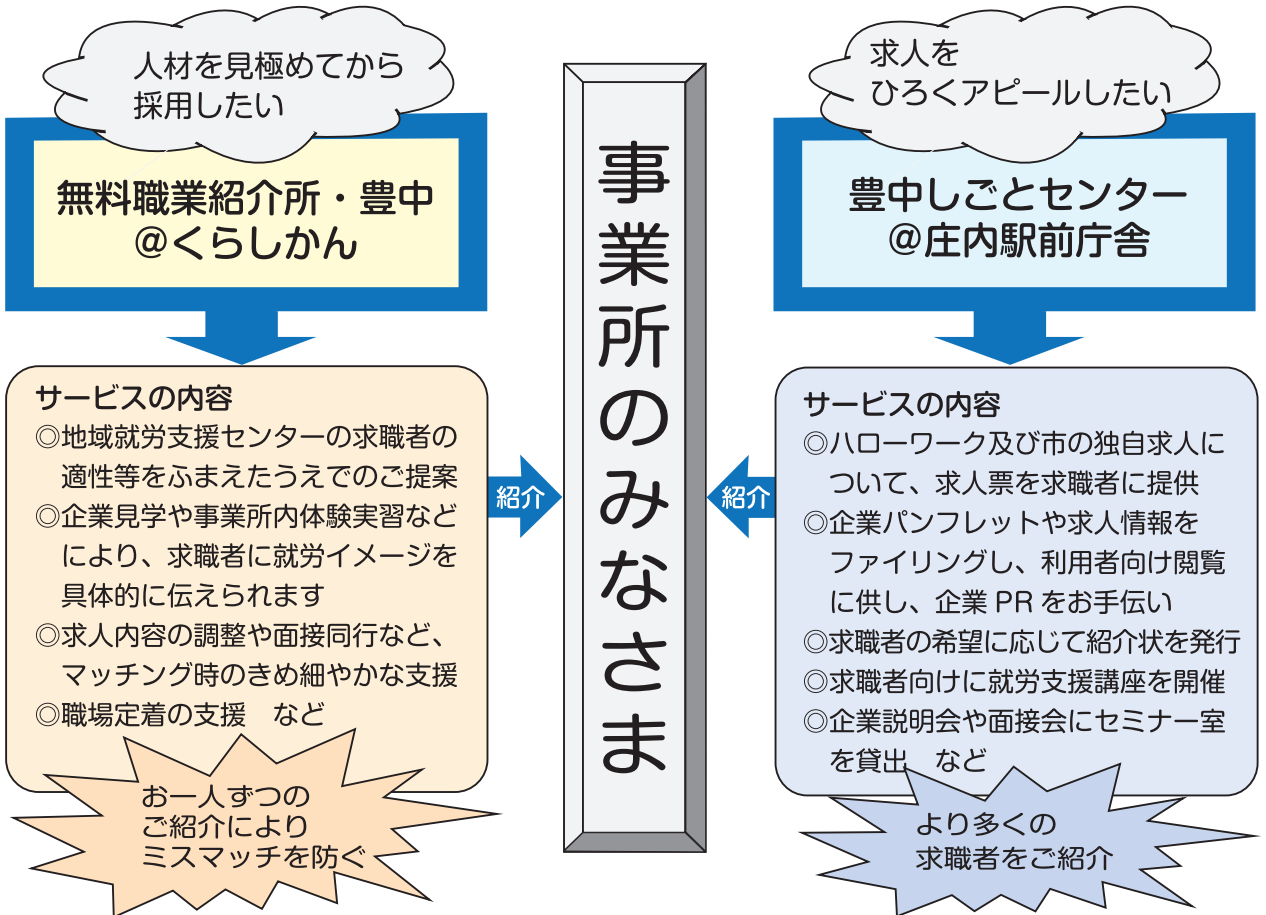


問い合わせ：大阪労働局雇用環境・均等部 TEL:06-6941-8940

# 豊中の無料職業紹介所をご存じですか？

豊中市では、地域企業の活性化をめざすため、2006年(平成18年)11月から、無料職業紹介事業を行っています。人材に関するお悩みや障害者雇用の取組、また助成金の申請など、お気軽にご相談ください。

無料職業紹介所は、2つの機能で、企業の皆様を応援しています！  
 ご希望に応じ、機能を選んでご利用ください(両方ご利用いただくこともできます)。  
 ご利用にあたっては事業所登録が必要です。



## 無料職業紹介所・豊中



事業所見学会



合同面接会

### 無料職業紹介所・豊中

#### 【開所日時】

月曜日～金曜日 9時～17時15分(祝日除く)

#### 【所在地】

豊中市立生活情報センターくらしかん  
 豊中市北桜塚 2-2-1

#### 【連絡先】

TEL : 06-6858-6862 FAX : 06-6858-5095  
 E-mail : roukai@city.toyonaka.osaka.jp

## 豊中しごとセンター



ハローワーク求人検索端末



求人揭示版

### 豊中しごとセンター(無料職業紹介所)

#### 【開所日時】

月曜日～金曜日 9時～19時(祝日除く)  
 毎月第2土曜日 10時～13時

#### 【所在地】

豊中市庄内東町 2-1-4  
 豊中市役所庄内駅前庁舎 2階

#### 【連絡先】

TEL : 06-6398-7463 FAX : 06-6398-7104  
 E-mail : shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

# 雇用に関する助成金を活用しませんか

従業員を雇用する際などに使える助成金を一部ご紹介します！



## ■特定求職者雇用開発助成金

### 【支給要件の例】

- ・ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等（豊中市の無料職業紹介所は対象）の紹介により雇い入れること
- ・雇用保険一般被保険者（②は高齢被保険者）として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められることなど

### ①特定就職困難者コース：高齢者、母子家庭の母等や障害者を雇用する事業主が利用できる

#### 【支給額】（中小企業の場合）

※6か月ごとに分割されて支給

対象		支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	高齢者、母子家庭の母等	60万円	1年
	身体・知的障害者	120万円	2年
	重度障害者等	240万円	3年
短時間労働者 (週20時間以上30時間未満)	高齢者、母子家庭の母等	40万円	1年
	重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者	80万円	2年

### ②生涯現役コース：65歳以上の高齢者を雇用する事業主が利用できる

#### 【支給額】（中小企業の場合）

※6か月ごとに分割されて支給

対象	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	70万円	1年
短時間労働者	50万円	1年

## ■65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

### 【支給要件の例】

- ・65歳以上への定年引上げ・定年の定め廃止・希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかを導入すること。

#### 【支給額】

( )は引上げ幅

雇用している60歳以上被保険者数	定年引上げ				定年廃止
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

雇用している60歳以上被保険者数	66歳以上の継続雇用制度の導入			
	66～69歳		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	25万円	80万円	25万円	100万円



## ■両立支援助成金

①出生時両立支援コース：男性従業員が育児休暇などを取りやすい職場の風土づくりに取り組み、実際に従業員が休暇を取得した事業主に支給される

【支給額】(中小企業の場合)

	支給額
1人目の育休取得	57万円
2人目以降	5日以上:14.25万円
	14日以上:23.75万円
	1か月以上:33.25万円
育児目的休暇の導入・利用	28.5万円



②介護離職防止支援コース：介護支援プラン(※)を作成し、それに沿って従業員の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、従業員が実際に休業や制度を利用した事業主に支給される(中小企業のみ対象)

(※)従業員の介護休業および職場復帰を円滑にするため、事業主が作成するプラン

【支給額】

		支給額
介護休業	休業取得時	28.5万円
	職場復帰時	28.5万円
介護両立支援制度		28.5万円

※助成金の詳しい支給要件などについては、厚生労働省のホームページに掲載されています。申請をお考えの際には、必ずご確認ください。

## ■助成金を活用するときの注意点とは？

- 助成金の申請にあたっては、労働環境や自社の規定などを整備しておくことが必要です。例えば、以下のような事例では助成金の活用が難しくなってしまいます。
  - ・労働保険に加入していない、労働保険料を滞納している
  - ・就業規則を作成していない、または整備していない
  - ・残業代を支払っていない
- 助成金などを申請するためには、日ごろからの準備が大切です。もちろん、助成金を申請するときだけではなく、人材確保などにおいても労働環境の整備は重要です。

### こんなお悩みありませんか？

- 〈例〉●就業規則や社会保険、賃金、労働環境などについて相談したい
- 助成金の申請にあたって必要な手続きが知りたい
  - 「働き方改革」にどう対応しているのか分からないなど

### ■働き方アドバイザーを活用しませんか

助成金の申請についてもっと詳しく知りたい、就業規則を整備したい場合は、労働・労務の専門家である「働き方アドバイザー」に相談できます！

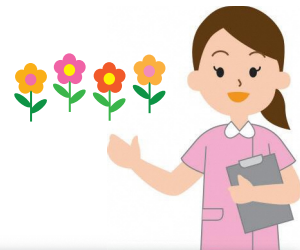
**対象：**豊中市内の事業所など

**費用：**無料(5回まで)

**申込み：**豊中市ホームページに掲載の申込書に記入し、必要書類を添えてくらし支援課に提出

**問合せ：**豊中市市民協働部くらし支援課 06-6858-6863 kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

# 豊中市民対象の健診があります



～重症化予防のため健診をご利用ください～

## 【現行】

### ●大腸がん検診

(年齢) 満40歳以上

(内容) 便潜血検査  
2日法

(料金) 単独の場合300円  
特定健診と同時受診は無料



### ●子宮がん検診

(年齢) 満20歳以上・女性

※2年に1回受診できます

(内容) 細胞診

(料金) 頸部 600円  
頸体部 1,000円

### ●乳がん検診

(年齢) 満30歳以上・女性

※2年に1回受診できます

(内容) マンモグラフィ、  
視触診

(料金) 500円

### ●胃がん検診

(年齢) 満50歳以上

※どちらかを2年に1回受診  
できます

(内容) 胃エックス線検査

(料金) 800円

(内容) 胃内視鏡検査

(料金) 1,000円



### ●歯科健診

(年齢) 満30～74歳

(内容) 問診、歯周病、  
虫歯の検査

(料金) 200円



※この他にも

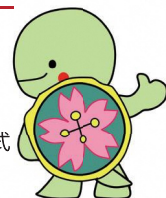
肺がん・結核検診、  
前立腺がん検診(男性のみ)、  
骨密度測定(女性のみ)  
などがあります。

詳しくは「豊中市おとなの健診」  
で検索をお願いします。または、  
下記までお問い合わせください。

## 豊中市のがん検診を受診するには、受診票が必要です。

健診・検診のお問い合わせは、健康政策課までお願いします。

豊中市保健所健康政策課 TEL:06-6858-2291



豊中市保健所 公式  
キャラクター  
「とよなっカメ」

## ●特定健診も受けましょう！

- 40～74歳の方は、医療保険者が実施する特定健診(身体・腹囲測定、血液検査、尿検査等)を受診できます。
- 会社にお勤めのご本人は、職場健診として実施される場合もあります。被扶養者については、受診券が発行され、指定医療機関で特定健診を受診できるような仕組みもあります。
- 詳しくはご加入の医療保険者(健康保険証の発行元)にお問い合わせください。

## ●4月からの個別化・無料化に向けて検討中

3月末までは【現行】の内容ですが、次のとおり変更を検討しています。

- 各けんしんの受診方法を個別けんしんに一本化します
- 肺がん検診、骨密度測定(女性のみ)を、お近くの医療機関で受診可能にします
- 乳がん検診、骨密度測定の対象年齢を国の基準に変更します  
(国基準)●乳がん検診40歳以上 ●骨密度測定40歳から70歳までの5歳刻み



# 新型コロナウイルス感染症の影響で 不安やストレスなどを感じている方へ

気持ちやからだの気になる変化はありませんか？

- 悲しくなる
- ストレスを感じる
- 恐怖や怒りがこみ上げる
- 興奮しやすくなる
- 眠れなくなる



このような状態が数週間続くことがあります。大変な経験をした時に、多くの方に起こる正常な反応です。このストレス反応は、自然に回復していくことがほとんどですが、気持ちを誰かに話したり相談することで、つらさが和らぐことがあります。

つらい気持ちは一人で抱え込まず、ご相談ください。

コロナこころのケアダイヤルとよなか

**FREE** 24時間 0800-200-8740

(平日11:00～19:00、土予約制、年末年始・祝日除く)

こころの健康相談

(豊中市保健所 保健予防課 精神保健係)

☎ 06-6152-7315

(平日9:00～17:00、年末年始・祝日除く)

お酒の量が増えていませんか？

- 気持ちを落ち着かせるための飲酒
- 不安を解消するための飲酒
- 眠れないときに眠るための飲酒

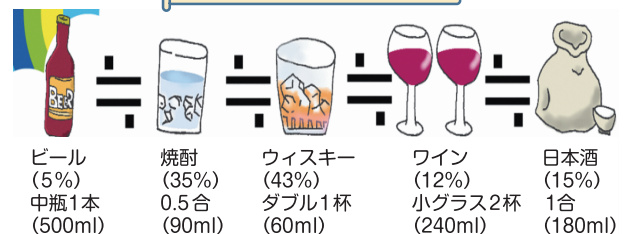


このような飲酒は、いずれも飲酒量が増える傾向にあり、このような飲み方を続けていると、がんや高血圧、アルコール依存症など心と体に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

節度ある適度な飲酒(1日純アルコール量20g以下、週2日の休肝日)を心がけてください。

自分の意思だけで飲酒習慣を変えることが難しい場合は保健所にご相談ください。

純アルコール量20gの例



## 取組みましょう 身近なSDGs

### ◎SDGsとは

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までの国際目標です。「誰一人取り残さない」ことを理念とし、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することの重要性が示されています。「持続可能な世界」を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成されています。



### ◎企業にとってSDGsが重要なワケ

例えば、SDGsに取り組むことで、取引先や金融機関からの評価が上がったり、消費者のイメージアップにつながったりします。また、「ビジネスと持続可能な開発委員会」の試算によると、SDGsによってもたらされる市場機会は年間12兆ドルとも言われています。このように、SDGsへの取り組みは取引先の選定や資金調達、新たなビジネスチャンスの創出など個々の事業活動に影響する可能性があります。

日本でのSDGsの認知度はまだ低いと言われていますが、世界的には注目されているうえ、今後10年近くにわたる取組みであるため、日本でも重要視され始めています。

### ◎どんな取り組みができるか

国際目標と聞くとハードルが高いように感じますが、SDGsは決して取り組むことが難しいテーマではありません。

例えばゴールの1つとして、目標3「すべての人に健康と福祉を」が掲げられています。この「すべての人」にはもちろん自社の従業員も含まれます。個々の企業が行う従業員の健康を守るための取組みも、SDGsにつながるすることができます。

- 労働環境を整備し、従業員のワーク・ライフ・バランスを守るよう努める
- 健康診断などの実施や、受診補助などを行う
- 従業員のメンタルヘルスケアのための相談窓口を設置し、周知する

身近なところで始められるSDGsの取組みはたくさんあります。日々の業務の中で、SDGsを意識するところから始めてみませんか。

～安い掛金でも福利厚生が充実！～

# 豊中市中小企業勤労者互助会 入会のご案内

月々500円の会費で充実した福利厚生サービスを提供できます

経費面や事務負担から福利厚生制度の充実が難しかった事業所でも、少額の掛金で充実した福利厚生を実現できます。

結婚時や子どもが生まれたときなどの給付金や観劇・レジャー施設等チケットの割引価格での購入、宿泊補助、人間ドック・インフルエンザ予防接種の補助が利用可能です。また、大阪府内の全共済会・互助会の割引提携施設を協同化し、より多くの提携施設を利用できる「おおきに Net」、日本全国の2万を超える割引協定契約施設を利用できる「全福センター」にも加入しており、どちらのサービスも利用できます。



入会できる事業所

豊中市内に主たる事業所があり、従業員300人以下の企業等（従業員1人から加入できますが、事業主のみの加入はできません）

掛金

会費は会員1人につき月額500円  
入会時のみ入会金が1人600円かかります

メリット



- ・掛金が安い！
- ・会長が豊中市長で市が運営をサポートしているので、安心
- ・掛金は、税法上、損金または必要経費として処理可能
- ・自社だけでは難しい慶弔時の給付を実現
- ・福利厚生施設を利用して休みはリフレッシュ！
- ・福利厚生を充実させ、人材確保・人材の定着に！

## 豊中市中小企業勤労者互助会の割引協定特約施設になりませんか？

互助会会員が利用できる割引協定特約施設を募集しています。互助会会員の多くは、豊中市内で働いています。互助会会員が利用すると、定価よりも少し安い・おまけが付くなどといった、ちょっとメリットを出していただけるパートナー（連携先）を求めています。互助会への支払いは、基本的に不要。互助会は会員に割引協定特約施設の周知を行います。互助会の会員事業所以外でも歓迎。お気軽にお問い合わせください。



【問い合わせ先】 豊中市中小企業勤労者互助会事務局（くらし支援課内）  
豊中市北桜塚2丁目2番1号（豊中市立生活情報センターくらしかん内）  
TEL:06-6858-6863 FAX:06-6858-5095